

# 三木中央線周辺地区地区計画の概要



三木市都市整備部都市政策課

お問い合わせ先

三木市 都市整備部 都市政策課 都市計画係

☎ 0794-82-2000 (代表)

「三木中央線周辺地区地区計画」では、優れた道路網や鉄道駅周辺である利便性を活かし、商業系の土地利用を誘導することで、商業拠点の機能形成を図り、活力のある良好な市街地の形成を図ることを目標とし、区域内の建築物等に以下の制限を定めています。

## 1：建築物等の用途制限

次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。

※ただし、この地区計画の決定告示の際、現に存するものについてはこの限りでない。

- 1 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設  
ただし、店舗又はホテルに附属するもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が、店舗又はホテルの用に供する床面積未満のものに限る）を除く
- 2 カラオケボックスその他これに類するもの  
ただし、店舗又はホテルに附属するもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が、店舗又はホテルの用に供する床面積未満のものに限る）を除く
- 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの  
ただし、店舗又はホテルに附属するゲームセンター（この用途に供する部分の床面積の合計が、店舗又はホテルの用に供する床面積未満のものに限る）を除く
- 4 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3で定めるもの  
ただし、店舗又はホテルに附属する劇場、映画館、演芸場（これらの用途に供する部分の床面積の合計が、店舗又はホテルの用に供する床面積未満のものに限る）を除く
- 5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 6 病院
- 7 保育所（児童福祉法第6条の3第12項に定める事業所内保育事業を除く）
- 8 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの
- 9 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの
- 10 自動車教習所
- 11 倉庫業を営む倉庫
- 12 自家用倉庫（建築物に附属するものを除く）
- 13 畜舎
- 14 自動車修理工場を除く工場  
ただし、店舗又は飲食店に附属し近隣商業地域に建築することができるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が、店舗又は飲食店の用に供する床面積未満のものに限る）を除く
- 15 自動車修理工場（店舗に附属する床面積300平方メートル以下の作業場を除く）

※詳細は運用基準参照

## 2：建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

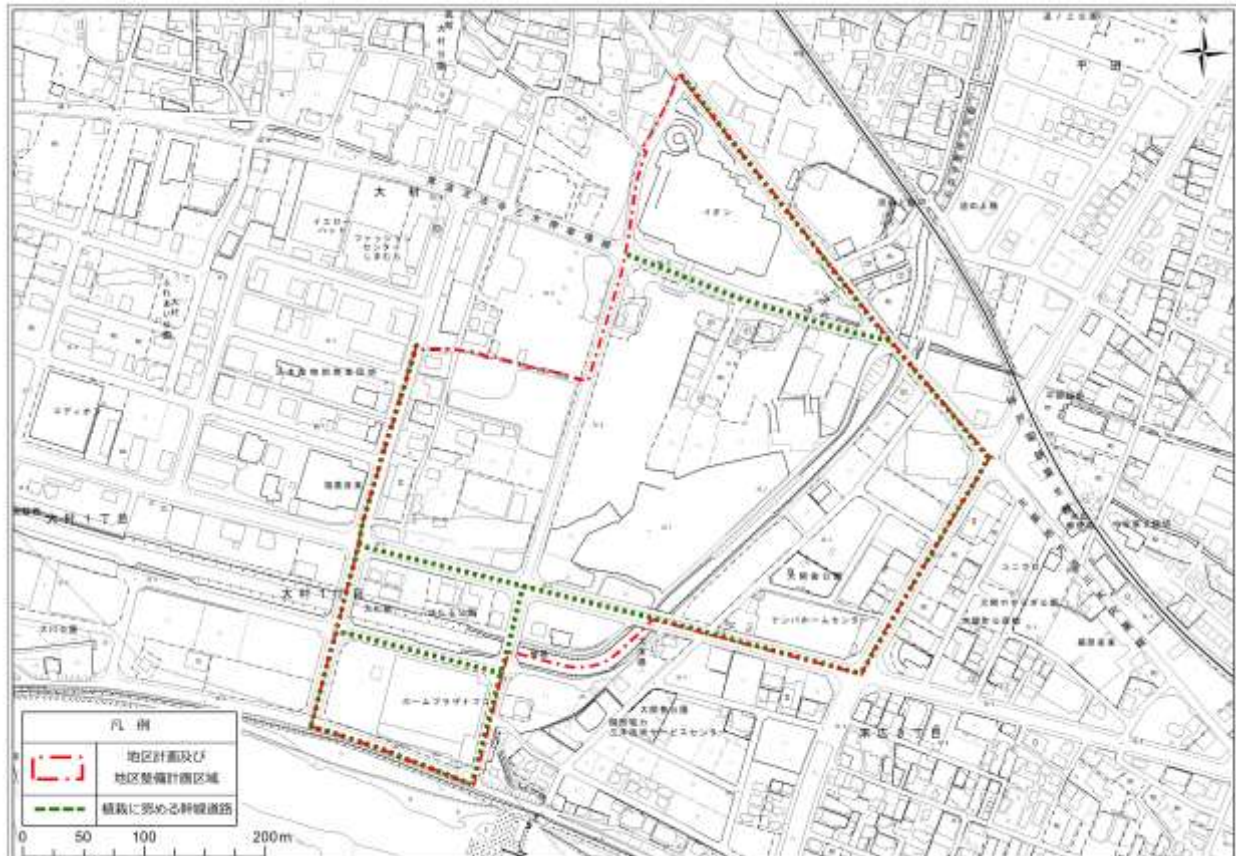
### ①意匠、色彩等について

兵庫県景観の形成等に関する条例第22条第1項の大規模建築物等景観基準に準拠し、周辺との調和を図る。

※ただし、この地区計画の決定告示の際、現に存するものについてはこの限りでない。

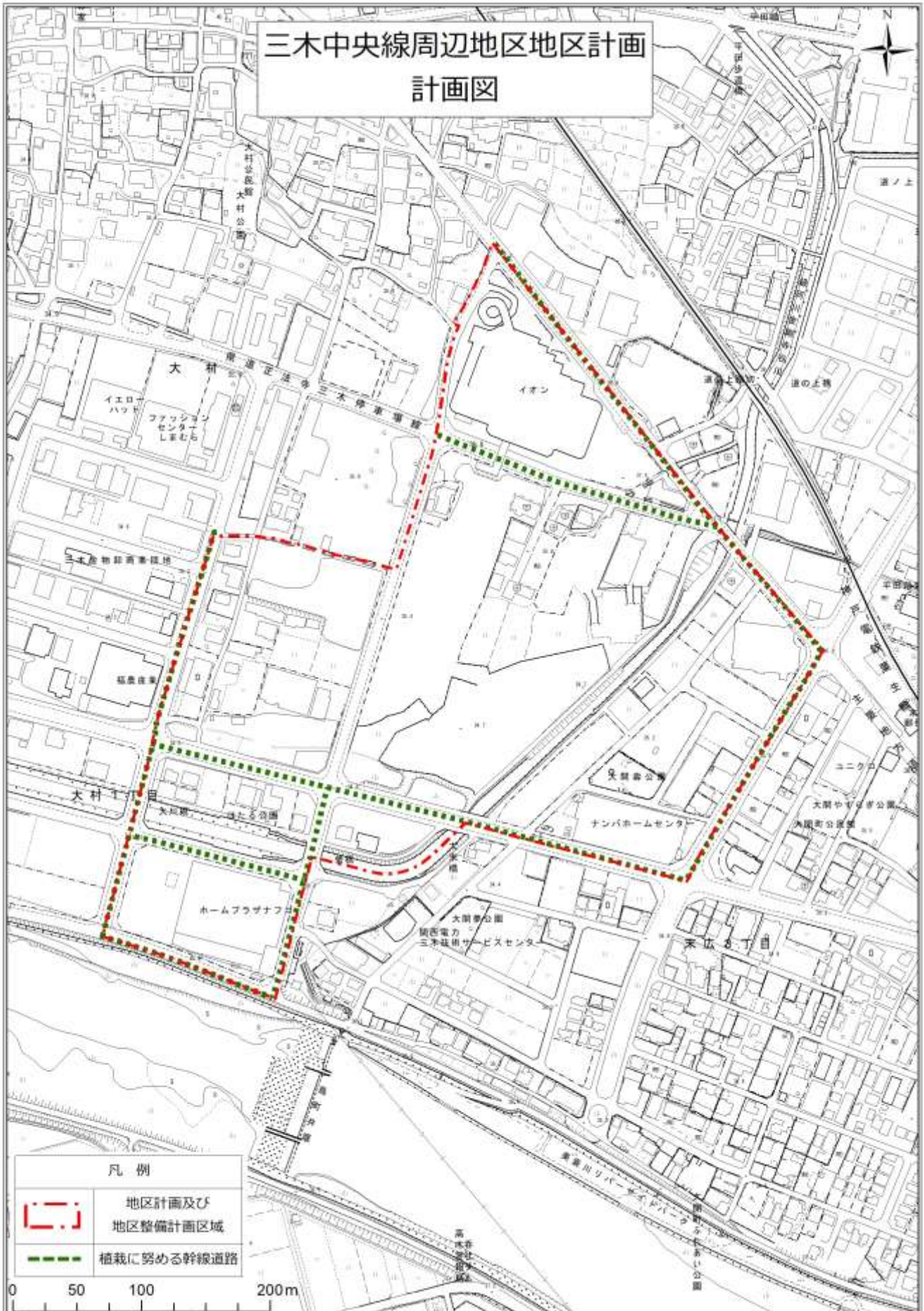
## 3：その他

幹線道路に面する部分は植栽に努める。





# 三木中央線周辺地区地区計画 計画図



凡例	
	地区計画及び 地区整備計画区域
	植栽に努める幹線道路

0 50 100 200m